

袖ヶ浦市財務会計システム構築プロポーザル
実施要領（兼募集要項及び説明書）

第1章 基本事項

1 事業名

袖ヶ浦市財務会計システム構築

2 目的

本市にて稼働している財務会計システムが更新時期を迎えるため、公会計(統一的な基準による財務書類作成)機能を含めた財務会計システムを構築するものである。

また、今回更新するシステム(以下「新システム」という。)は、データセンターで提供するクラウド環境上にシステムを構築し、カスタマイズを最小限に抑えたシステムの導入を前提に業務最適化を図り、長期に渡るIT維持管理コストの抑制と安定的な稼働を実現するものである。

3 履行場所

千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 袖ヶ浦市役所

4 履行内容

「袖ヶ浦市財務会計システム構築提案仕様書」のとおり

5 履行期間等

(1) システム構築期間

契約締結日の翌日から令和4年3月31日まで

(2) システム運用・保守期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで(60か月)

(※令和4年度当初予算編成を実施するため、予算要求関連業務は令和3年7月1日から開始できること)

6 公募型プロポーザル方式を採用する理由

本事業により更新する財務会計システムは、多くの職員が日常的に使用するシステムであり、このシステムの機能や使いやすさは、事務の効率化に寄与するものであること。

また、このシステムで作成する統一的な財務書類を活用するうえで、システムの機能、使いやすさは非常に重要であることから、費用以外を重要視する必要があり、企画力、操作性、価格等の条件を総合的に判断するため、公募型プロポーザル方式を採用する。

7 提案上限額

63,680,000円

※この金額は消費税及び地方消費税を含むものである。

※この金額は契約予定額を示すものではない。

8 募集要項及び説明書の交付方法

本プロポーザルにかかる関係書類は、袖ヶ浦市ホームページ(<https://www.city.sodegaura.lg.jp/>)

からダウンロードするものとする。

9 スケジュール

日 時	内 容
令和2年 7月21日(火)	手続き開始の公告
令和2年 7月21日(火) から 令和2年 8月 7日(金) まで	袖ヶ浦市財務会計システム構築プロポーザル実施要領(兼募集要項及び説明書)等の交付
令和2年 7月21日(火) から 令和2年 7月30日(木) まで	提案表明に係る質問の受付
令和2年 8月 4日(火)	上記質問の最終回答日(回答期限)
令和2年 8月 7日(金)	公募型プロポーザル参加表明書兼参加資格確認申請書(様式1)提出期限
令和2年 8月17日(月)	公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書(様式4)及びプロポーザル提案要請書(様式5)発送
令和2年 8月17日(月) から 8月28日(金) まで	提案に係る全ての質問の受付
令和2年 9月 3日(木)	上記質問の最終回答日(回答期限)
令和2年 9月11日(金)	提案書の提出期限
令和2年 9月下旬	一次審査(プレゼンテーション)
令和2年10月上旬	二次審査(デモンストレーション)
令和2年10月上旬	提案採用者の決定、審査結果の通知
令和2年10月中旬から 令和2年12月中旬まで	仕様確認・調整
令和2年12月中旬	契約締結予定
契約締結後から 令和4年 3月末まで	新システム構築 (データ移行、研修等含む)
令和4年 4月 1日	新システム本稼働

※市の都合によりスケジュールは変更する場合がある。

第2章 参加申込に関する事項

1 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、本実施要領の公告日において、次に掲げる条件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 袖ヶ浦市入札参加資格者名簿の業種「委託—情報処理」に登録されていること。
ただし、当該名簿に登録がない者は公募型プロポーザル参加表明書兼参加資格確認申請書に次の書類を併せて提出し、市長が認めたとき参加することができる。
なお、提案採用者決定までに当該名簿に登録を行うものとする。
 - ①履歴事項全部証明書
 - ②印鑑証明書
 - ③財務諸表
 - ④委任状（代理人を置く場合）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により入札に参加させないこととされている者でないこと。
- (4) 袖ヶ浦市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成11年告示第173号）による指名停止措置の期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者については、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者については、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていること。
- (7) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立がないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (9) 過去5年間ににおいて、情報漏えい等の情報セキュリティに関する事項について、判決による罰金、和解金の支払いがないこと。
- (10) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会指定のプライバシーマークまたは情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認定を受けており、定期的に更新がされていること。
- (11) 導入するパッケージシステムの全国での導入実績数が5件以上あること。

2 応募方法、募集期間及び受付場所

本プロポーザルに参加を希望する者は、募集期間内に受付場所へ提出書類を直接持参又は郵便（簡易書留）で提出すること。

(1) 募集期間

令和2年7月21日から令和2年8月7日まで

(2) 受付場所・時間

〒299-0292 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1番地1

袖ヶ浦市役所 企画財政部 財政課

受付時間は、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

※郵便の場合は、募集期間内に到着したものに限り。

(3) 提出書類（各1部）

①「公募型プロポーザル参加表明書兼参加資格確認申請書（様式1）」

②「誓約書（様式2）」

③「システム導入実績一覧（様式3）」

④「納税証明書（その1「法人税」及び「消費税及地方消費税）」

⑤「プライバシーマーク（一般財団法人日本情報経済社会推進協会）を取得していること。
または情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認定を証する書類の写し」

3 参加資格の確認及びプロポーザル提案要請

本プロポーザルの参加資格は、提出された書類により審査し、その結果は、令和2年8月17日までに参加表明書兼参加資格確認申請書に記載された連絡者宛に、「公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式4）」により通知する。

また、併せて参加資格確認者には「プロポーザル提案要請書（様式5）」により、提案書の提出を要請する。

4 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は「質問票（様式6）」に質問内容を簡潔に記載し、受付期間内に電子メールで提出すること。

また、公平性の観点から、下記（1）に記載のとおり、すべての質問及び回答は、すべての提案参加表明者に対して公開する。

(1) 受付期間

①令和2年7月21日から令和2年7月30日まで

※質問の内容は参加表明にあたって必要な事項に限る。

②令和2年8月17日から令和2年8月28日まで

※すべての質問を受付する。

受付期間内であれば、複数回の質問を受付するが、可能な限り質問をまとめて送付すること。

(2) 提出場所

袖ヶ浦市企画財政部 財政課

電子メール sode02@city.sodegaura.chiba.jp

(3) 質問の回答

①上記（1）①の期間に受付けた質問は、令和2年8月4日までに質問者に回答し併せて市ホームページに公開する。

②上記（1）②の期間に受付けた質問は、令和2年9月3日までに全提案要請者に電子メールで回答する。

第3章 提案書等の提出及び作成に関する事項

1 提案書等の提出期限、場所及び方法

本市から、「プロポーザル提案要請書（様式5）」により提案を要請された者は、下記の提出期限までに提出場所に提案書類を直接持参又は郵便（簡易書留）で提出すること。ただし、郵便の場合は、提出期限までに到着したものに限り。

(1) 提出期限

令和2年9月11日 午後5時

（提出の際は、事前に提出日、時間を連絡すること）

(2) 提出場所

〒299-0292

千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1番地1

袖ヶ浦市役所 企画財政部 財政課

電話番号 0438-62-2404

(3) 提出書類

- ①「提案書（様式7）」
- ②「システム機能確認書（様式8）」
- ③「参考見積書（様式9）」
- ④「会社案内、パンフレット等」

(4) 提出方法

提案書の提出部数は正本1部、副本10部、電子媒体1部（CD-RまたはDVD-R）とし、それぞれバインダー等で綴じたものを提出すること。ただし、正本のみ社印を押印し残りは複写とする。

(5) 参加辞退

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届（様式11）」により、その理由等を記入して、速やかに電子メール等にて提出すること。

なお、プロポーザル参加辞退は自由であり、辞退によって不利益な扱い（指名停止等）を受けることはない。

2 提案書の規格

提案書を作成する際は、次の条件を順守すること。

- (1) 提案書の形式は、A4用紙、縦向き、両面印刷、左綴じとし、文字の大きさは11ポイント以上とする。ただし、図表等で一部A3用紙を使用してもよい。この場合はA4版に折り込むこと。
- (2) 「第3章 3 提案書の内容」に基づき正確かつ簡潔な内容とし、提出が求められていない資料等を添付することがないように留意すること。文書を補完するため、写真、イラスト及びイメージ図等を使用してもかまわない。また、カラーも可とする。
- (3) 目次等を含め全部で50ページ以内とする。なお、A3用紙は2ページ分として扱うこと。
- (4) 言語は日本語とし、記述内容はできる限り平易な用語を用い、専門用語のみの記載を避けること（専門用語や略語等を使用する場合は、説明書きをつけること）。

- (5) 提案書のボリュームは評価の対象ではないので、読み易さや解りやすさに留意し、簡潔に作成すること。

3 提案書の内容

提案書の作成にあたっては、下記に掲げる事項を記載すること。

(1) 会社概要等

- ①会社概要（資本金、自己資本比率等）
- ②システム構築体制（人員等）

(2) 提案の概要

- ①提案のポイント
- ②システムの機能構成

(3) システムの概要

- ①ソフトウェア
 - ・導入実績（システムの導入実績、日々仕分けの導入実績をそれぞれ記載すること）
 - ・パッケージの概要
 - ・システム間連携（財務会計⇔公会計、財務会計⇔資産管理等）
 - ・システムの特徴（使いやすさ、システムの強み等）
 - ・システムの将来拡張性（行政評価システム、契約システム）
- ②ハードウェア及びネットワーク
 - ・機器構成（ネットワーク）概要
 - ・機器一覧表

(4) セキュリティ関係

- ①全体のセキュリティ
- ②ソフトウェアのセキュリティ

(5) 運用支援

- ①運用サポート体制やサポート内容
- ②職員研修概要
- ③各種業務マニュアルによる支援体制や運用支援機能
- ④システムへの要望対応、機能改善への取組

(6) スケジュール

- ①全体のスケジュール及び役割分担
- ②データ移行スケジュール

(7) 保守支援体制

- ①システムダウン時や障害時の対応方法
- ②法改正時の対応方針、システム改修費の考え方

(8) その他

その他、提案すべきこと等があれば、追加して記載してもよい。

4 参考見積書の作成要領

参考見積書を作成する場合は、次の条件を順守すること。

(1) 参考見積書の規格

- ①参考見積書の様式は、「参考見積書（様式9）」の様式を使用すること。
- ②既に項目名が入っているもので必要ない費用はその旨記載すること。
- ③提案仕様がない提案により、発生する新たな費用については、それを見積りに含める。
- ④費用を各項目別に区別することが困難な場合は、いずれかの費用に片寄せすることも可能とするが、どの費用を片寄せしたか備考欄に記載すること。

(2) 各項目記載上の注意点

- ①費用は「構築（導入）費用」、「運用費用（使用料）」、「臨時的費用」、と分けて記載すること。
- ②費用はすべて消費税を加えた金額とする。

(3) 「構築（導入）費用」について

- ①構築事業に掛かる総額費用を計上する。
- ②「構築（導入）費用」の「システム更新作業」は、すでに表記している項目別に費用を計上し、行わない作業については費用を“0”（ゼロ）と記入すること。また既表記項目以外で作業費が発生するものについては、作業内容がわかるよう項目を記入し、費用を計上すること。
- ③「構築（導入）費用」の「システム更新作業」中、「個別カスタマイズ作業」の費用計上については、「システム機能確認書」において重要要件となっているものが有償カスタマイズの場合はその費用も含めて計上すること。

(4) 「運用費用」について

- ①主にシステム運用に係る使用料を計上すること。
- ②運用に記載する5年間使用料は、次の計算式により記載する。

$$\boxed{5\text{年間使用料} = \text{月額使用料} \times 1.1(\text{消費税率}) \times 60\text{月}}$$

- ③「運用費用」の「システム保守」とは、事業者が設定する基本保守業務（軽微な制度改正やパッケージ機能強化等に起因する適用作業費用等）を意味し、保守範囲を明確化して、金額を記入すること。なお、OSやミドルウェア等の変更があった場合等、外的要因によるシステム対応費用が使用料に含まれるか否かについて、明確に記載すること。
- ④システムの使用は、5年間で予定しているが、契約期間満了後、5年間の使用期間延長を行った場合の使用料を、「6年後からの年間使用料」の欄に延長後の使用料を計上すること。
- ⑤「6年後からの年間使用料」は、提案上限額に含めないが、審査・評価の対象とする。

(5) 「臨時的費用」について

- ①構築（導入）費用や運用費用以外で、費用の発生が予想される作業について費用を計上する。なお、費用発生に周期がある場合には、その周期を記載すること。
- ②具体的には、OSやミドルウェア等の変更があった場合等の費用が使用料に含まれない場合は、システム改修費用として「臨時的費用」にその作業費を計上すること。
- ③臨時的費用は提案上限金額には含めないが、審査・評価対象とする。

第4章 審査に関する事項

1 選定委員会の設置

適正かつ公平に提案採用者を選定するため、袖ヶ浦市プロポーザル方式実施要綱（平成23年告示第38号）に基づき、袖ヶ浦市財務会計システム構築提案者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置する。選定委員会の委員構成は以下のとおり。

委員長	副市長
委員	企画財政部長
	財政課長
	財政課副課長
	会計管理者
	行政管理課長
	管財契約課長

2 審査主体

本事業に関する審査は、選定委員会により行うこととし、委員が審査又は評価のために必要と認めるときは、業務担当職員を補助員として指名し、審査又は評価の一部を委任することができる。

3 事務局

選定委員会の庶務等を執り行う事務局は、企画財政部財政課とする。

4 事業者選定方法

提出された提案書類等は、第1次審査及び第2次審査の結果、総合的に最も優れた提案事業者を選定する。

なお、要件を満たさない提案又は提出書類に不備があるなど審査できない提案については、評価の対象としない。

5 第1次審査

(1) 評価配点

第1次審査の評価点の合計点数は1,000点とし、各項目の配点は以下のとおりとする。

項目	評価事項	配点
①	提案書及びプレゼンテーション評価	300点
②	機能要件評価	400点
③	価格評価	300点

(2) 評価方法

①提案書及びプレゼンテーション評価審査

「袖ヶ浦市財務会計システム構築提案仕様書」及び「第3章 提案書等の提出及び作成に関する事項」に基づき提出された提案書並びに提案書に係るプレゼンテーションについて採点する。評価については、本市基準により選定委員会委員が評価項目単位で設けられる配点に応じて採点する。

【プレゼンテーション実施日】

9月下旬のいずれか1日のうち、市が指定する日。

②機能評価審査

システム機能確認書（様式8）の対応状況に応じて、本市基準に基づき採点する。

③価格評価審査

「第3章 提案書等の提出及び作成に関する事項」に基づき提出された参考見積書について、本市基準に基づき採点する。

(3) 評価項目

「様式10 評価基準書」のとおりとする。

(4) 審査員

選定委員会の委員

(5) 第1次審査の合格者について

応募者が3者を超えた場合は、第1次審査の評価点の合計が高い順に3者を第2次審査の対象とする。この場合において、同点者が2者以上あるときは、機能評価点の高い順に、機能評価点も同点の場合は、提案書及びプレゼンテーション評価点の高い順に合格とする。すべて同点の場合は、同点の者すべてを合格とする。なお、1次審査の結果は、提案書を提出した全ての者に対し、提案書に記載された担当者宛て電子メールにより通知する。

6 第2次審査（デモンストレーション）

(1) デモンストレーション評価審査

①審査方法

財務会計システムにおける主要業務のデモンストレーションを行い、画面の見やすさ、操作性、事務の効率性等の観点から評価を行う。

②審査員

選定委員会の委員、委員が指定する職員（業務を担当する職員）

(2) 評価配点

評価事項	配点
財政部門 (共通事項含む)	350点 (うち共通事項50点)
出納部門	100点
資産管理部門	50点

(3) 評価項目

「様式10 評価基準書」のとおりとする。

(4) 第2次審査日程

①審査日 令和2年10月上旬のいずれか1日のうち、市の指定する日時。

詳細については、別途通知する。

②場 所 袖ヶ浦市役所内

③参加人数 5人以内

- ④持ち時間 財政部門 2時間
- 出納部門 1時間
- 資産管理部門 30分

⑤質疑時間 各部門30分以内

※スケジュール例（イメージ）

- A社 9時00分～11時30分 財政部門デモ及び質疑
- 13時15分～14時45分 出納部門デモ及び質疑
- 15時00分～16時00分 資産管理部門デモ及び質疑

7 提案採用者の決定

提案採用者の決定は、第1次審査及び第2次審査における評価点を合計した数値（1,500点満点）の最も高い者とする。この場合において、最高得点者が2者以上あるときは、第2次審査評価点の高い者を提案採用者とする。

ただし、提案採用者の決定後、不測の事態が生じた場合は、次点の評価点を取得した者を提案採用者とする。

提案者に対しては、「参加申請書」に記載された担当者に対して通知する。その他の事業者に対しては、提案を採用しない旨の通知を行う。

なお、審査の経緯及びその内容に関する問合せ、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

※応募者が一社の場合

基準点は評価点満点の6割とし、評価点が基準点を満たす場合のみ、当該応募者を提案採用者とする。（なお、提案上限金額を上回る場合は採用しない。）

8 失格事由

下記の事由に該当した事業者は、審査基準に定める評価点にかかわらず失格とする。

- (1) 本実施要領に定める参加資格を満たさなくなったとき
- (2) 参加表明書兼参加資格確認申請書及び提案書等に虚偽の記載をしたとき
- (3) 提案書等の提出を要請した者以外の者が提案書等の提出等を行ったとき
- (4) 見積書の見積額が、「提案上限金額」を超えているとき
- (5) 期限までに所定の手続きをしなかったとき
- (6) 審査の公平性を欠く行為があったとき
- (7) その他提案に当たり著しく信義に反する行為があった等、選定委員会の委員長が失格であると認めたとき

9 その他

- (1) 提案書類提出等にかかる経費は、すべて参加者の負担とする。また、提出書類は返却しない。提出書類の著作権は参加者に帰属する。なお、提出書類は審査に必要な場合、複製を作成することがある。
- (2) 本事業の成果品に関する著作権、利用権（開示権含む）その他の権利は、すべて袖ヶ浦市に帰属する。（提案者が本事業前に著作権を既に持つものは除く）

- (3) 提出された提案書類は、袖ヶ浦市情報公開条例（平成11年条例第1号）により取り扱う。
- (4) 本契約に関しては、仕様にそって詳細事項を協議後、契約する。
- (5) 本市から本提案及び本事業において知り得た情報については、第三者に漏らしたり、本事業手続以外の目的に供したり、本提案以外に無断で使用してはならない。
- (6) 提出期限後に、参加申請書及び提案書の差し替え又は再提出は認めない。
- (7) 参加表明書兼参加資格確認申請書及び提案書等に虚偽の記載等をした場合は、当該申請書又は提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して袖ヶ浦市建設工事請負業者等指名停止措置要綱による指名停止措置を行うことがある。
- (8) その他実施要領に記載のない事項については、協議のうえ決定する。